

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和6年度	令和7年3月26日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) Aから、婚姻費用分担請求申立事件、子の引渡し審判申立事件、不当利得返還請求事件等を受任するに当たり、委任契約書を作成しなかったこと、 (2) Aから交付された訴訟委任状の住所及び氏名の記載部分を利用して、上記(1)の各事件に関する委任契約書を偽造したこと を理由に、令和6年5月4日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
令和6年度	令和7年3月26日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 令和元年12月3日頃、Aから残業代請求事件を受任し、着手金11万円及び諸経費1万円の支払を受けたが、具体的に着手又は処理をせず、Aに対し、事件処理について何ら合理的な報告をすることもないまま、残業代請求権を時効により消滅させたこと、 (2) 上記(1)の事件につき、Aから印鑑及び残業代のデータが入力されているUSBメモリを預かったが、これらを紛失して返還しなかったこと、 (3) Bから慰謝料請求等を受任し、弁護士費用を時間制報酬方式とし、損害保険会社の弁護士費用特約の基準に全面的に従うとして、令和2年6月25日付け委任契約書を締結したところ、同年9月23日、Bから電子メールにて、対象弁護士の執務時間が遠からず上記基準の上限である60時間に到達すると懸念していることを明記した上で、全ての作業の停止を明確に求められたにもかかわらず、同月24日に作業を行ったとして、これについて同月28日付け執務内容報告書に執務時間2時間を計上し、損害保険会社に弁護士報酬を請求してこれを受領したこと を理由に、令和6年2月21日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
令和6年度	令和7年3月26日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、広告代理店業等を目的とする株式会社A及び電話対応代行業等を目的とするB株式会社からなるグループが、ウェブサイトを通じて、報酬を得る目的で周旋をし、又は周旋をしていると疑うに足りる相当の理由がある者であるにもかかわらず、そのことを認識しながら、令和元年5月から令和2年6月頃までの間、上記グループから、事件の周旋又は依頼者の紹介を受けた。また、対象弁護士は、一部を除き、依頼者と直接の面談をしないで上記紹介等に係る債務整理案件を受任したことを理由に、令和6年5月16日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。
令和6年度	令和7年3月6日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 令和2年6月1日以降、所属弁護士会が受け付けた市民からの苦情の件数が延べ23件あったところ、令和3年10月20日頃からは、苦情等の対処に当たる所属弁護士会の担当役員において対象弁護士と連絡を取ることがほとんどできない状況となり、担当役員からの繰り返しの電話連絡に対して電話に出ることを一切せず、その際留守番電話に連絡が欲しい旨のメッセージを残しても折り返しの連絡をせず、不在で施錠されている対象弁護士の事務所を訪れた担当役員において連絡が欲しい旨のメモを残しても折り返しの連絡をせず、所属弁護士会が事情聴取のための期日を設定し呼出通知を送付した3回の事情聴取期日のいずれにも出頭することなく、出頭しないことについての事前又は事後の連絡を一切しなかったこと、 (2) Aの刑事事件について委任契約を締結し、令和3年10月15日に実費等預り金5万円、示談用預り金90万円、同年11月2日に保釈保証金用預り金300万円の合計395万円を受領したところ、上記事件は同年12月頃に終了したが、Aが預り金の返還を求める連絡を多数回試みたものの、ほとんど連絡が取れなくなり、預り金の残金について清算をせず、返還を怠ったこと を理由に、令和6年3月28日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和6年度	令和7年3月1日	1年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 令和元年9月5日、Aの手続代理人として、Aの妻であるBを相手方として申し立てた婚姻費用減額調停事件において、証拠として、誤って自らが手続代理人として関与した第三者を当事者とする調停調書を提出したこと、</p> <p>(2) BがC弁護士を訴訟代理人として提起したAを被告とする離婚等請求事件について、令和元年9月5日、Aの訴訟代理人に就任したところ、不当な訴訟遅延の目的を有し、裁判の公正を妨げるべき事情には当たらないにもかかわらず、裁判官の訴訟指揮等に関することを理由として、裁判官の忌避申立て及びその却下決定に対する即時抗告を3回行い、裁判所との間の日程調整に協力せず、かえってAの代理人を辞任することによりその調整を阻害し、その後、Aの代理人に就任したものの、期日の指定に協力せず、また、裁判官が期日を終了させる前に一方的に退廷し、裁判官がその場で次回期日を指定することを阻害し、令和4年7月25日になるまで、Bの主張に対する認否及び反論並びにそのための立証活動を意図的に怠るなどとして、上記事件の審理を遅延させたこと、</p> <p>(3) Aから受任したBが監護するDについての面会交流審判事件等について、令和2年6月9日に開かれた審判期日において、Aと共に、大声を出して騒ぎ立て、裁判官が期日の打ち切りを宣言すると、実力行使により裁判官並びにB及びその手続代理人であったC弁護士が退廷することを妨害した。また、その審判廷内で、これからDに会いに行く旨大声で叫び、これをB及びC弁護士が断ったにもかかわらず、Aと共に、Dと面会するためにBの自宅前公道に赴き、Bの自宅に向かって公道上から大声で呼び掛ける等の行為を約30分間にわたって行ったことを理由に、令和6年3月29日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和6年度	令和7年2月27日	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 令和3年4月16日及び同月19日、警察署留置施設に赴き、弁護人となろうとする者として、接見禁止等決定が付されて勾留中のAに対する接見を申し出て、警察署接見室において、Aと接見し、その間、自ら所持していた携帯電話でAとB及びCとを通話させ、同月23日及び同月28日、同様にAとBとを通話させ、同年5月18日、同様にAとCとを通話させ、同年4月16日から同年5月までの間、同様にAとD及びEとを通話させたこと、</p> <p>(2) 令和3年5月22日又は同月23日、警察署留置施設に赴き、弁護人となろうとする者として、接見禁止等決定が付されて勾留中のFに対する接見を申し出て、警察署接見室において、Fと接見し、その間、自ら所持していた携帯電話でFとB及びGとを通話させたことを理由に、令和6年5月2日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和6年度	令和7年2月27日	1年6か月間の契約締結拒絶期間の設定をすることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、以下の(1)及び(2)の経過により、法的な知識のない者の司法書士制度に対する信用を利用して、インターネット上の詐欺被害に遭った相談者に対し、補助者等をして、不当な説明方法を用いて当該者の不安を過度にあおることで、当該相談者がインターネット上の詐欺を行う業者の対応等の業務を対象司法書士に依頼するように誘導する対応を継続して行い、もって不当な手段を用いて業務の誘致を繰り返し行ったことを理由に、令和6年8月23日付けで法務大臣より同年9月4日から業務停止1か月の懲戒処分を受けたもの。</p> <p>(1) 対象司法書士は、平成28年9月、司法書士事務所（以下「本件事務所」という。）を開設し、本件事務所の開設当初から、主として、架空請求、ワンクリック詐欺（ウェブサイトや電子メールに記載されたURLを一度クリックしただけで、一方的に、サービスへの入会などの契約成立を宣言され、多額の料金を請求して支払わせる詐欺）等のインターネット上のトラブルに関する業務を取り扱っていた。</p> <p>対象司法書士は、インターネット上において本件事務所の広告を掲載し、無料電話相談と称して、ワンクリック詐欺等のインターネット上のトラブルに巻き込まれた者からの電話を多数受けていた。</p> <p>(2) 本件事務所では、インターネット上の詐欺被害に遭った者からの架電があった際には、本件事務所に所属していた司法書士のほか、対象司法書士の補助者及び補助者として登録されていなかった者（以下「補助者ら」という。）が電話対応を行っていたところ、対象司法書士は、遅くとも平成29年12月から平成31年1月までの間、電話対応を行った補助者らをして、インターネット上の詐欺被害に遭った者に対し、個人情報漏れや架空請求が来るなどといった当該詐欺被害を受けたことによる危険性や問題性等を過剰に説明して、法的な対応をとらなかつた場合には著しい不利益が生ずると過剰に説明した上で、早期の司法書士による対応が適切又は必要であると説明させていた。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和6年度	令和7年2月26日	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 令和元年6月5日、特殊詐欺事件の共犯者として警察署に身柄拘束され、既に別の弁護士が弁護人に選任されていたAら3名について、弁護人を選任することができる者に該当しない第三者であるBと名乗る人物から依頼を受け、同人との間で、2か月半の間に合計20回ずつ、Aらとそれぞれ接見することを内容とする契約を締結し、自身がAらから正式に弁護人に選任される現実的な可能性がなく、そのことを認識し、又は認識し得たにもかかわらず、弁護人となろうとする者として合計20回ずつAらと接見し、さらに、対象弁護士は、同年8月11日、Bから再度依頼を受け、同人との間で、従前の契約を同年11月3日まで延長し、Aらと約20回ずつ接見し、全体として約5か月の間にわたって合計約40回ずつ、弁護人となろうとする者として、同年10月3日頃まで接見等禁止の処分が付されていたAらと接見したこと、</p> <p>(2) 令和元年10月30日及び同年11月3日、警察官の立会いなく、Aと上記(1)の事件の接見をした際、Aから要望されて、同人が金銭や金庫を話題とするメッセージを書いたメモを、合計3回撮影し、その撮影データをCに送信したことを理由に、令和6年5月7日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和6年度	令和7年2月26日	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、令和3年4月9日、警察署に逮捕されていたAから、刑事事件の弁護を受任し、上記刑事事件の示談金、弁護士費用、実費に充てるために、Aの子であるB及びCのキャッシュカードを預かったところ、同月12日から同年5月13日までの間、Bのキャッシュカードを用いて、同人の銀行口座から合計13回にわたり合計1150万円を引き出し、同日から同年8月31日までの間、Cのキャッシュカードを用いて、同人の銀行口座から合計48回にわたり合計4797万4150円を自己の口座に送金し、総額5947万4150円のうち約200万円から約300万円を上記刑事事件の経費に費消したものの、それ以外は自己の外国為替証拠金取引に費消したことを理由に、令和6年5月16日付けで所属弁護士会から業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和6年度	令和7年1月10日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、Aとの間で、交通事故に係る損害賠償請求事件についての法的手続及び裁判書類作成並びにそれらに附帯する一切の処理に係る業務について、140万円以上の回収があった場合の成功報酬を内容とする条項を含む委任契約を締結し、これに基づいて対外的に損害賠償や示談に関する交渉をしたり、対内的及び対外的に法律専門職としての意見を述べたりするなどの事務を行い、現実にAが270万6,984円を取得したことを理由として報酬を請求し、もって報酬を得る目的で、業として、140万円を超える損害賠償請求事件について法律事務を処理したこと等を理由に、令和6年6月21日付けで法務大臣より同月22日から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。本件に至る経緯は以下(1)～(12)のとおりである。</p> <p>(1) Aは、平成29年7月、路上において普通乗用自動車運転していた際に、B(以下「相手方」という。)の運転する普通乗用自動車と衝突する交通事故(以下「本件事故」という。)に遭い、傷害を負った。 本件事故時点において、Aは、甲株式会社(以下「甲」という。)との間で人身傷害補償保険に、相手方は、乙株式会社(以下「乙」という。)との間で自動車損害賠償責任保険にそれぞれ加入していた。</p> <p>(2) 対象司法書士は、平成30年6月頃、Aから、何らの留保を付することなく包括して本件事故に係る損害賠償請求(以下「本件請求」という。)について法的手続及び裁判書類作成並びにそれらに附帯する一切の処理に係る業務(以下「本件業務」という。)を受任した。 その際、対象司法書士とAが取り交わした本件業務に係る委任契約(以下「本件委任契約」という。)証書には、以下の条項があった。</p> <p>ア 着手金 金5万円(別途消費税) イ 訴訟提起の場合     訴状作成報酬 金5万円(別途消費税)     1期日出廷に付き付加報酬金7,500円を加算する。 ウ 回収による成功報酬 回収額の20%(別途消費税)     但し 140万円を超える部分については10%(別途消費税) エ 実費(略)を別途、加算するものとする。</p> <p>(3) 対象司法書士は、本件業務を受任時において、Aが本件事故によって傷害を負い、入院し、手術を受けたことによって休業したことや、A及び相手方が保険に加入しているにもかかわらず、保険金を受領していないこと等を把握していた。</p> <p>(4) 対象司法書士は、書類作成者としてA名義をもって、相手方に対し、Aが本件事故によって傷害を負い、入院及び通院治療を受けており、後遺障害が残る可能性もあるため、治療費、付添看護料、入院雑費、通院交通費、逸失利益、慰謝料等の相当額の損害について相手方に賠償責任があることを通知し、賠償に応じる意向の有無をAに回答するよう求めるとともに、これに応じない場合には民事裁判手続等を取ることを内容とする平成30年6月某日付け通知書を送付した。 また、対象司法書士は、対象司法書士名義をもって、乙に対し、本件請求に係る書類作成業務をAから受任したことを通知するとともに、本件事故に関する連絡、問合せ等は対象司法書士にすることを依頼する内容の同年7月某日付け通知書を送付した。</p> <p>(5) 対象司法書士は、平成30年7月、乙から、Aの治療費等の支払は甲、その他の損害賠償等の対応は乙がそれぞれすることの是非について照会を受けたことから、Aの意向を確認した上で、甲から治療等の支払を受け、後遺障害に関する部分を除いた示談を先行して行いたい旨回答した。</p> <p>(6) 対象司法書士は、平成30年7月頃、Aに提出させた診断書を乙に送付したところ、乙から症状固定日の記載がないとして返送されたため、改めてAに症状固定日の記載のある診断書を提出させた上で、同年12月頃、これを乙に送付した。</p> <p>(7) その後、対象司法書士は、乙に対し、自動車損害賠償責任保険の後遺障害の事前認定手続を依頼した。</p> <p>(8) Aは、平成31年1月、甲から、後遺障害に関する部分を除く人身損害について保険金の支払を提案されたため、同月、対象司法書士に相談したところ、対象司法書士は、取りあえず保険金の受領を留保した方がよい旨回答した。 Aの息子は、同月、甲に対し、当該回答を伝えたところ、甲から、保険金を受領しても最終的な保険金総額は変わらない旨説明されたことから、同年2月某日、対象司法書士に再度相談したところ、対象司法書士が、保険金を受領することもやむを得ない旨回答したため、甲に対して保険金を受領する旨連絡した。その後、Aは、保険金として270万6,984円を甲から受領した。</p> <p>(9) 対象司法書士は、平成31年2月某日付けの請求書で、Aに対し、本件委任契約に基づく報酬(以下「本件報酬」という。)として44万4,109円の支払を請求した。</p> <p>(10) 対象司法書士は、Aから本件報酬の支払がなかったため、令和元年9月、簡易裁判所に対し、本件報酬の支払督促を申し立てたが、Aが異議を申し立てたため、訴訟に移行した。</p> <p>(11) 簡易裁判所は、令和元年12月、本件委任契約は弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条に違反し、民法(明治29年法律第89号)第90条に照らし無効であることから、対象司法書士の請求を棄却する判決をした。 対象司法書士は、これを不服として控訴したが、地方裁判所は、令和2年12月、対象司法書士の控訴を棄却した。 対象司法書士は、これを不服として上告したが、高等裁判所は、令和3年4月、対象司法書士の上告を棄却した。</p> <p>(12) 簡易裁判所は、令和3年12月、対象司法書士が、弁護士でなく、かつ、法定の除外事由がないのに、報酬を得る目的で、業として、Aから、本件事故に関し、価額が140万円を超える損害賠償請求事件に係る法律事務等を受任し、法律事務を行ったとして、弁護士法違反により対象司法書士を罰金30万円に処する旨の略式命令を発付し、同命令は確定した。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について			
年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和6年度	令和7年1月7日	1年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) Aから受任した、B、C及びDがAに対して提起した遺言無効確認請求事件及び同控訴事件につき、報酬金として、平成22年1月5日に462万円の支払を受けていたにもかかわらず、それから2年5か月以上経過した平成25年4月12日、上記事件の追加報酬金として500万円を受領したところ、追加報酬金を請求できる契約上及び法律上の根拠がないなどしたため、少なくともAが返還を求めた場合には、直ちに返還に応じる職務上の義務を負っており、平成29年8月7日にAの代理人であるE弁護士からその返還を求める通知が送達されたにもかかわらず、平成30年6月5日に返還合意するまで返還しようとしなかったこと、</p> <p>(2) Aから委任を受け、B及びCがAを被告として提起した遺留分減殺請求事件の訴訟代理人となり、平成26年5月3日に着手金として54万円を受領したが、委任契約書を作成しなかったこと、</p> <p>(3) AがBに対して提起した不法行為に基づく損害賠償請求事件の訴訟代理人となり、平成28年8月18日に着手金として25万9200円を受領したが、委任契約書を作成しなかったこと、また、上記事件の判決に基づき、Bから平成29年6月20日に64万0452円を損害賠償金として受領後、遅滞なくAに返還せず、さらに、少なくともBから届いた封書10通を保管していたところ、同年8月7日にE弁護士から返還を求める通知を受領したにもかかわらず、平成30年6月5日まで返還しなかったこと</p> <p>を理由に、令和5年9月6日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和6年度	令和6年12月10日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成22年8月17日、Aから債権者4社の債務整理事件を受任し、着手金12万円を受領した後、毎月Aに弁済原資を積み立てさせたところ、平成24年1月12日の時点において、Aからの預り金をもって、債権者4社との間で残債務額を清算する内容の和解を成立させることが可能な状況にあり、Aに対してもその旨の説明を行ったにもかかわらず、債権者4社のうち2社の残債務額79万円余りを未払のまま、10年以上にわたり放置したこと、</p> <p>(2) 上記(1)の事件につき、Aに対して、平成24年1月12日に預り金をもって残債務を弁済することにより全て清算する旨の説明を行った後、事件の進捗や和解の成否等の報告や連絡を一切行わず、令和2年11月以降、未払のまま債務が残存している事実気付いたAから何度も問合せを受けたにもかかわらず、明確な回答をせず、その後連絡さえ取れない状況に陥った上、所属弁護士会からの督促を受けてもAに連絡しようとしなかったこと</p> <p>を理由に、令和6年3月5日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和6年度	令和6年11月29日	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成29年8月から10月頃、Aから相談を受け、同人の息子Bが被害に遭った交通事故に基づく損害賠償請求手続について委任を受けるに当たり、Bとの面談その他の方法によりBの意思を直接確認せず、Bの代理人と称して、上記手続に関する法律事務を行ったこと、</p> <p>(2) 上記(1)の手続の委任を受けるに当たり、B及びAに対し、委任事務処理に要する弁護士報酬及び費用について説明せず、また、弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書も作成しなかったこと、</p> <p>(3) 上記(1)の手続について、平成30年5月15日、Bの代理人として、自賠責保険会社に対して被害者請求を行い、同年7月11日頃、自賠責保険会社から損害賠償額4000万円が対象弁護士名義の口座に振り込まれたものの、Bから対象弁護士に対する委任は、遅くとも平成29年10月10日の時点でBが意思能力を欠いた状態にあったため無効なものであるから、対象弁護士にはBの代理人として上記損害賠償額を受領する権限はなく、速やかにこれをBに引き渡すべき義務があったにもかかわらず、上記4000万円のうち3136万円をB名義の口座に送金しただけで、残金864万円は弁護士報酬名目で差し引き、これをBに引き渡さなかったこと、</p> <p>(4) 上記(1)の手続に関し、Bのために交通事故に関する関係書類を事実上保管し、その後、交通事故の加害者CがBに対して申し立てた民事調停において、Bの特別代理人に選任されたAから委任を受けてBの代理人に選任されたことに伴い、上記関係書類も対象弁護士がBから適法に預かり保管している関係になったところ、上記調停が不成立で終了し、令和3年9月15日、Aから紛議調停の申立てを受け上記関係書類の返還を求められたにもかかわらず、これをBに返還しなかったことを理由に、令和6年3月27日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和6年度	令和6年11月14日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士について、</p> <p>(1) 平成31年2月に自己破産申立て事件の援助開始決定が行われた被援助者Aから、令和4年1月、受任者の対象弁護士の連絡先が不通になり、債権者による給与差押えを受けた旨の苦情が申し出られたこと、</p> <p>(2) 平成29年9月に自己破産申立て事件の援助開始決定が行われた被援助者Bから、令和3年11月、受任者の対象弁護士の連絡先が不通になり、積み立てた管財人費用も返金してもらえない旨の苦情が申し出られたこと、</p> <p>(3) 令和4年5月、センターの調査の結果、①遺産分割調停の援助事件の被援助者Cより、平成28年の援助開始決定後しばらくしてから受任者の対象弁護士と連絡が取れなくなった旨が述べられ、②離婚等請求調停の援助事件の被援助者Dより、平成29年の援助開始後より受任者の対象弁護士と連絡が取れなくなった、対象弁護士が活動しないので当事者同士で話し合っただけで離婚した旨が述べられ、③任意整理（消滅時効援用）の援助事件の被援助者Eより、平成30年の援助開始決定後の契約書を取り交わしたとき以来、受任者の対象弁護士の活動状況が不明であり連絡がない旨が述べられたことから、措置の対象となった事案。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について			
年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和6年度	令和6年11月14日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、Aから、平成29年10月頃、Aを代表者とするB株式会社に係る破産手続開始申立ての手続について依頼を受け、着手金として金129万6000円を受領しながら、何らの手続を行わないままこれを放置したことを理由に、令和5年4月27日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
令和6年度	令和6年11月14日	一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約）、一般国選付添人契約、日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約及び国選被害者参加弁護士契約については3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 所属弁護士会より、平成29年1月1日から令和4年5月25日までの間の対象弁護士の預り金につき、入出金の年月日及び金額並びに入金目的及び出金の使途その他について照会の通知を受けたにもかかわらず、これに書面で回答せず、調査に協力しなかったこと、 (2) 令和3年8月分から令和4年11月分の所属弁護士会の会費28万8000円及び日本弁護士連合会の会費2万7600円を滞納したこと を理由に、令和5年9月5日付けで所属弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けたもの。
令和6年度	令和6年11月5日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 令和2年4月27日、Aの代理人として、Aを原告、B及びC市を被告として、損害賠償請求訴訟を提起したところ、その訴状において上記訴訟と直接関係のない第三者らの実名が記載されていることがプライバシー上問題であるとして裁判所から訴状の補正を求められていたにもかかわらず、同年8月20日付けにて、補正前の訴状の写しをB及び同人の勤務先であるC市に対し、送付したこと、 (2) 令和3年7月19日、C市の市政記者室に対し、上記(1)の事件において提出した訴状訂正申立書の内容におおむね沿う内容が記載され、Bの名誉を毀損する事実を摘示した告訴状の写しを添付した書面を送付したこと、 (3) 依頼者であるDがEとの離婚を強く求めているにもかかわらず、令和2年3月19日に夫婦関係等調整調停が不成立となつてから1年以上訴訟を提起せず、令和3年4月1日、Eから提起された離婚訴訟においても、期日間の準備を十分に行わず、期日を空転させ、準備書面の提出期限も守らず、準備書面を提出しない状況が続け、また、理由がないことが明白な裁判官の忌避申立てをするなどし、さらに、対象弁護士は、DとEの間の面会交流調停申立事件において、Dの代理人であったところ、令和4年7月20日の電話会議システムを利用した調停手続期日において、調停委員会から期限を指定して主張書面を提出するよう求められたのに対し、誰に対する申立てなのかも明らかにしないまま、忌避する旨だけ言い放ち、一方的に電話を切断し、同年7月25日付け忌避申立書にて、調停委員会から主張書面を提出するよう求められたことに対して裁判官の忌避申立てを行ったこと を理由に、令和6年3月19日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
令和6年度	令和6年11月3日	3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 令和元年7月9日付け後見開始審判により、成年被後見人Aの成年後見人に選任されたところ、成年後見人の職務のために預かり保管中であつた成年後見人名義の普通預金口座から、令和3年11月9日から令和4年9月29日までの間、23回にわたり、合計54万7810円を引き出し、私的に流用したこと、 (2) Bから依頼を受けた事件の相手方Cから対象弁護士名義の預り金口座に金員が入金されたところ、令和4年1月7日、センター立替金残金30万8000円を上記預り金からセンターに一括償還することが決定し、これを預かり保管していたにもかかわらず、同月13日から同月28日までの間、5回にわたり、合計25万7747円を上記預り金口座から引き出して、私的に流用したこと、 を理由に、令和5年12月20日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。
令和6年度	令和6年10月7日	一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約）及び一般国選付添人契約については2年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 被疑者Aの国選弁護士として、センターに対し、被疑者国選弁護人の報酬請求をするに当たり、令和4年7月20日、同日に行つた接見時に受領した「日本司法支援センター提出用 接見資料」（以下「接見資料」という。）を紛失したため、所定の疎明資料（国選弁護人の事務に関する契約約款第21条、別表B、接見資料及び事実証明書に関する細則第3条）を提出すべきにもかかわらず、同月17日にAと接見した際に受領した接見資料を複写し、これを改ざんして同月20日に接見したとの内容の接見資料を作成し、同資料を添付した被疑者国選弁護報告書をセンターに提出したことにより、所定の疎明資料を添付すべき義務の履行を怠り、 (2) 被疑者Bの国選弁護士として、センターに対し、被疑者国選弁護人の報酬請求をするに当たり、真実は令和4年7月14日に被疑者Bと接見していないにもかかわらず、被疑者Cと接見した際の接見資料を改ざんして、被疑者Bと接見したとの内容の接見資料を作成し、同月21日、同資料を添付した被疑者国選弁護報告書をセンターに提出したことにより、虚偽の報告を行い過大な請求をしたことから、措置の対象となつた事案。

○契約弁護士等に対してとった措置について			
年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和6年度	令和6年10月5日	2年6か月間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>(1) 平成24年4月、A及びB（以下、両名を併せて「A夫妻」という。）から、自己破産及び任意整理の依頼を受任し、その際、A夫妻は、任意整理手続費用の内金として、対象司法書士に1万円を支払い、また、その後、依頼内容を自己破産手続から民事再生手続に変更した際に、既に発生していたA夫妻の過払金返還請求権をもって対象司法書士に対する報酬の支払に充てたところ、対象司法書士は、受任後、当初はAからの進捗確認に対し、「相手方と交渉中のため、待ってほしい。」などと述べていたが、そのうちに一切、連絡が取れなくなり、A夫妻に対し、以後、受任事件の進捗や結果に関する報告は一切されず、正当な理由なく、受任事件を放置したこと、</p> <p>(2) 平成28年9月頃、Cから、債務整理の依頼を受任し、その際、Cは、対象司法書士に、債権者3社分の9万円を依頼に伴う費用として支払ったが、対象司法書士は、受任後、Cに対して受任事件の進捗について適時に報告せず、依頼から1年半が経過した頃に、Cが連絡したところ、対象司法書士からは「相手方（債権者）と交渉中のためもう少し待ってほしい。」旨の説明があったが、その1、2か月後には一切連絡が取れなくなり、以後、受任事件の進捗や結果に関する報告は一切されず、正当な理由なく、受任事件を放置したこと、</p> <p>(3) 平成30年、Dから、債務整理の依頼を受任し、Dは、対象司法書士に対し、債権者2社分の消滅時効援用通知書作成として、同年7月、4万3200円を支払い、その後うち1社についての債務整理の費用として、同年10月、3万2400円を支払ったが、Dが平成31年3月頃に進捗確認のために連絡をしようとしたところ、対象司法書士とは連絡が取れず、以後、受任事件の進捗や結果に関する報告は一切されず、正当な理由なく、受任事件を放置したことを理由に、令和4年10月24日付けで法務大臣より同年11月7日から1年間の業務の停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和6年度	令和6年10月4日	6か月間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、平成27年3月、社会福祉法人Aの財務部長理事を称するB及びCから、Aが所有権の登記名義人となっている土地及び建物（以下「本件不動産」という。）について、Aを債務者、Cを根抵当権者とする共同根抵当権設定の登記申請手続（以下「本件登記申請」という。）の依頼を受け、その手続代理を受任し、受任時点において、Aの理事は全員が任期満了により退任し、後任理事及び仮理事の選任もされておらず、Aにおいて代表権を有する者は不在の状況であったところ、Aの法人登記記録の確認など必要な調査を怠ったことから、この事実を把握せず、Bについて本件登記申請に関するAの代理権限の有無に係る必要な確認もしないまま、BにAを代理する権限を有するものと誤解し、さらに、Aの印鑑証明書等により、DにAの代表権があるものと軽信したが、その一方で、Dと面談するなどして本件登記申請に係る本人確認及び登記申請意思確認をしないまま、必要な確認を怠り、Dを代表者理事として本件登記申請に向けた処理を進め、本件不動産は、社会福祉法人であるAの基本財産であるところ、当該財産を担保に根抵当権の設定をするには、Aの理事会決議及び主務官庁の許可が必要であったにもかかわらず、本件登記申請に先立って、これらの手続が必要であるとの認識を欠いていたため、必要な確認を行わず、これらの手続が執られず、平成27年4月、本件登記申請を行い、同申請に基づく登記がされたことなどを理由に、令和4年7月11日付けで法務大臣より同年7月26日から3週間の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和6年度	令和6年10月4日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>第1</p> <p>(1) 令和元年5月8日、Aから、同人の勤務していたB株式会社に対する残業代請求事件、B社の従業員及び下請先等に対する損害賠償請求事件を受任し、着手金を受領したところ、同日から解任された令和2年4月30日までの間、Aからのメール等の問合せに応じず、2週間から2か月近くも音信不通の状況となったこと、</p> <p>(2) 上記(1)の損害賠償請求事件に関する合意書の締結に関し、重要な文言の変更につき、Aに不利益な状況となる可能性があったにもかかわらず、令和元年11月15日、Aの確認をとることなく、無断で文言を変更して合意書を締結したこと、</p> <p>(3) 上記(1)の残業代請求事件について、受任後8か月以上事件に着手することなく、令和2年1月15日になって初めてB社に対して残業代の請求を行ったことから、平成29年5月分から同年12月分までのAのB社に対する未払残業代請求権について消滅時効を成立させたこと、</p> <p>(4) 令和3年7月19日、Cから、損害賠償請求事件を受任し、同年8月3日、着手金として22万円を受領したが、Cが何度も対象弁護士にメールや電話で連絡を取ろうとしたものの、何の連絡もせず、音信不通となり、同月13日、Cが対象弁護士に対し委任契約を解除し、支払済みの着手金22万円の返還を求める書面を送付しても応答しなかったことを理由に、令和5年6月16日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受け、</p> <p>第2</p> <p>令和4年10月12日、Dから、損害賠償等請求事件を受任し、着手金16万5000円を受領したところ、同月末日までに相手方に送付する内容証明郵便の文案を作成することを約束しながら、期限内に作成せず、また、上記期限経過後に自ら再度約束した期限にも文案を作成することなく、これに対する説明もないまま約2か月以上にわたり、事件の処理を放置したこと、さらに、Dから同年12月26日までの間になされた再三の電子メール等による問合せに対しても、同年11月11日付け電子メールにて、体調を崩したことにより予定した期限よりも書面の作成が遅れているが翌週末までには文案を送付する旨をDに連絡したことを除いて、何らの連絡も行わなかったことを理由に、令和6年1月11日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和6年度	令和6年10月3日	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) ①令和元年頃、Aの亡母Bの相続財産に関する調査及び回収を受任したが、特段の事情がないにもかかわらず、事件処理を放置した上、令和3年頃、Aに対し、架空の訴訟事件における書面を交付して、あたかも事件処理をしているかのように装ったこと、また、②令和元年6月下旬頃、AがBから相続したマンションの管理会社Cからの滞納管理費の支払請求につき、Aからその対応を受任したが、弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を作成せず、約2年1か月間事件処理を放置したこと、さらに、③令和3年8月、C社から滞納管理費の支払を求める訴訟の提起を受けたAに対し、真実に反して相続放棄の申述が可能であると説明し、同年10月下旬頃、相続放棄申述書の草案を交付した上、上記訴訟の受訴裁判所及びAとの間で音信不通の状態となり、上記訴訟の追行を怠ったこと、</p> <p>(2) 令和元年10月22日、Dから、同人の元妻を相手方とする親権喪失の審判及び面会交流の調停の各申立てを受任したが、令和3年2月19日頃、Dとの委任契約が終了するまでの間、特段の事情がないにもかかわらず、上記各申立てを放置した上、Dに対し、上記各申立てを前提とする虚偽の報告をし、その後Dからの連絡にも応じないなど不誠実な対応をしたこと、</p> <p>(3) ①令和3年9月、Eから建物明渡請求事件を受任し、着手金の支払を受けたが、弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を作成せず、事件処理を放置し、令和4年4月から同年5月頃にかけて、上記事件の進捗状況を問い合わせたEに対し、第1審で勝訴したが被告が控訴したとする虚偽の報告を行ったこと、また、②同年6月頃、上記事件の判決書写しの提供を求めたEに対し、判決書の第1頁を偽装してその写真を撮り、その画像を送信したこと、</p> <p>(4) 令和4年6月30日、Fから離婚訴訟の提起を受任したが、その後、実際には訴状を提出していないにもかかわらず、Fに対し、訴状を提出した旨及び裁判期日が指定された旨説明し、また、架空の事件番号を告げ、虚偽の報告をしたこと</p> <p>を理由に、令和5年10月16日付けで所属弁護士会から業務停止2年の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和6年度	令和6年9月25日	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 所属弁護士会に対し、依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程第11条第1項に基づき、毎年6月30日までに前年度における年次報告書を提出しなければならないところ、平成30年から令和3年まで、所属弁護士会から毎年提出を促されたにもかかわらず、各年に提出すべき上記年次報告書をいずれも提出しなかったこと、</p> <p>(2) 所属弁護士会に対し、預り金口座を届け出なければならない、また、所属弁護士会から預り金及び預り預貯金の保管状況について照会を受けたときは回答しなければならないところ、所属弁護士会から再三預り金口座の届出を求められたにもかかわらず、その届出をせず、また、所属弁護士会から令和3年7月15日付け書面にて照会を受けたが、回答しなかったこと</p> <p>を理由に、令和5年9月22日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和6年度	令和6年9月25日	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 所属弁護士会に対し、依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程第11条第1項に基づき、毎年6月30日までに前年度における年次報告書を提出しなければならないところ、平成30年から令和3年まで、所属弁護士会から毎年提出を促されたにもかかわらず、各年に提出すべき上記年次報告書をいずれも提出しなかったこと、</p> <p>(2) 所属弁護士会に対し、預り金口座を届け出なければならない、また、所属弁護士会から預り金及び預り預貯金の保管状況について照会を受けたときは回答しなければならないところ、所属弁護士会から再三預り金口座の届出を求められたにもかかわらず、その届出をせず、また、所属弁護士会から令和3年7月15日付け書面にて照会を受けたが、回答しなかったこと</p> <p>を理由に、令和5年10月5日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和6年度	令和6年9月9日	3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) Aから未払残業代請求について受任したところ、Aから委任事務の進捗状況の照会を受けたことに対し、相手方であるAの旧勤務先の社長を差出人とするような文書の名義人を偽った書面を連絡文の形式で作成し、Aに対し、令和元年10月30日頃にメールで送信し、同年11月上旬頃には直接手渡したこと、</p> <p>(2) 令和元年8月28日、株式会社Bの子会社であるC株式会社から破産手続開始申立事件を受任したところ、その事務処理を合理的な理由なく遅滞し、令和2年5月に申立てを行っていないにもかかわらず、C社の代表者であるDに對の手續が遅延しているなどと虚偽の説明をした上で、令和3年1月29日まで申立てを行わなかったし、申立てを行ったが、新型コロナウイルスの影響により裁判所こと</p> <p>を理由に、令和5年12月13日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和6年度	令和6年8月3日	2年間の契約締結拒絶期間の設定をすることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、平成24年3月、Aと個人再生申立事件に係る裁判所等への提出書類の作成業務（以下「本件業務」という。）に係る委任契約（以下「本件委任契約」という。）を締結し、同日、Aから実費として3万円を受領し、同月から同年4月にかけて、Aの債権者であるB株式会社（ただし、同社は、平成25年3月、C株式会社に対して、B株式会社がAに対して有する債権を譲渡した。）、株式会社D、E株式会社及びF銀行に対し、Aの債務整理を受任したことを内容とする受任通知書を送付し、各債権者から、債権調査票を受領し、Aは、平成26年6月、対象司法書士に対し、本件業務の基本報酬金として、36万7500円を支払ったものであるところ、</p> <p>(1) C株式会社は、平成26年6月、Aを被告として譲受債権請求訴訟を提起し、これを受けて、Aは、直ちに、対象司法書士に対し、C株式会社から訴訟が提起された旨を連絡し、当該訴訟の訴状を郵送したが、対象司法書士は、本件委任契約に基づく受任者として適切に対応することなく放置したこと、</p> <p>(2) G信用保証協会（平成25年8月、G信用保証協会は、F銀行の債権を代位弁済し、同社のAに対する債権を取得した。）は、平成29年7月、Aを被告として求償金請求訴訟を提起し、これを受けて、Aは、直ちに、対象司法書士に対し、G信用保証協会から訴訟が提起された旨を連絡し、当該訴訟の訴状を郵送したが、対象司法書士は、本件委任契約に基づく受任者として適切に対応することなく放置したこと（その後、簡易裁判所は、同年9月、G信用保証協会の請求を認める判決を言い渡し、Aは、対象司法書士に判決書を送付した。）、</p> <p>(3) Aは、令和2年2月、C株式会社による債権執行申立てにより、債権差押命令が言い渡され、A名義の預金口座を差し押さえられたことから、対象司法書士に連絡をしたが、電話が繋がらず、連絡をとることができなかったこと、対象司法書士の事務所は、平成27年9月に移転し、さらに、令和元年5月に移転していたが、対象司法書士は、Aに対し、これらの事務所の移転を伝えておらず、その結果、Aは、対象司法書士に対して連絡をとることができなくなっていたこと、</p> <p>(4) 以上のとおり、対象司法書士は、平成24年3月に本件委任契約を締結した後、遅くとも、Aが本件業務の基本報酬金を支払った日である平成26年6月以降速やかに本件業務を処理してAからの連絡等に適切に対応すべきであったにもかかわらず、Aの配偶者が、弁護士に相談し、令和2年2月、対象司法書士から本件委任契約に係る関係資料一式の返却を受け、同年3月、対象司法書士に対し、電話により、本件委任契約を解除する旨を伝え、報酬等を返還するよう伝え、本件委任契約が解除されるまでの間、5年間以上にわたり、正当な理由なく本件業務を放置したこと</p> <p>を理由に、令和5年10月4日付けで法務大臣より同年11月11日から6か月の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和6年度	令和6年7月12日	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、平成29年6月から令和2年11月までの間、34か月分相当の所属弁護士会の会費並びに日本弁護士連合会の会費及び特別会費合計100万5600円を滞納したことを理由に、令和5年7月7日付けで所属弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和6年度	令和6年7月12日	10か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、令和3年12月某日、普通乗用自動車（以下「本件自動車」という。）を運転して、スナックに赴き、同日午後9時前から当該スナックで飲酒をし、同日午後11時頃、本件自動車内で仮眠を取った後、翌日午前1時25分頃、本件自動車を発進させ、同日午前1時30分頃、道路上において、後方から追尾してきた巡回中の警察官に本件自動車を停止するよう求められ、当該警察官からアルコールの呼気検査を受けたところ、呼気1リットルにつき0.39ミリigramのアルコールが検出されたことから、同日午前1時40分頃、酒気帯び運転の容疑で現行犯逮捕され、令和4年2月、簡易裁判所から、罰金30万円の略式命令に処され、同年3月、公安委員会から2年間の運転免許取消の行政処分を受けたことを理由に、令和5年12月19日付けで法務大臣より令和6年1月17日から1か月の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和6年度	令和6年6月1日	3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、①Aが所有していた土地（以下「本件土地」という。）上に、Bが建物（以下「本件建物」という。）を新築し、所有しており、平成26年10月、Aは、その元妻であるBとの間で、Aを貸與人、Bを賃借人とし、本件建物所有を目的とする賃貸期間30年の賃貸借契約を締結するとともに、Bの死亡を原因として、BからAに本件建物及びその借地権を贈与する旨の訴訟上の和解をし、その和解に基づき、本件建物について、BからAへの死亡を原因とする始期付所有権移転仮登記が登記されたところ、②平成27年9月頃、Bは、高齢者施設に入居することとなり、本件建物には居住しなくなり、Aは、本件土地を自由に処分できるようにしたいと考えて、知人であるCに相談し、Cから対象司法書士を紹介され、③平成29年1月、Aは、Aの内縁の妻であるD、C及びCの弟であるEと共に、対象司法書士の事務所を訪れて面談をし、その際、Aから本件土地の取扱いについて相談された対象司法書士は、Eと共に、</p> <p>(1) Aに対し、「Bさんの建物を排除するという考え方をしなければ、解決の方向には行かないと思うんです。」「一つの方法としてはね、Aさんがたとえば誰かに売っちゃうとか。あるいは名義が変わるとかということになると、そうすると新しい、ここを持っている所有者の名義人という人がね、たとえば賃貸借にしても、売買によっても賃貸借は消えちゃう。」「そのうちに今度は逆にね、その建物をもう壊して、こっちで建物を建てちゃうと。地主だから。それもできるわけだから。」「そういうようなことをすれば、ね、Aさんはもう1回生き返れるわけだよ。」「そこでCさんもね、弟さんが会社を経営されているし、あなたのそういった話も聞いているし、自分が協力してやってもいいよということをおっしゃってるみたいだから。きょうせっかくおみえになったのであれば、もう早くね、手を打たれたほうが私はいいんじゃないかというふうに考えていますけどね。」「それでCさんたちと協力してもらって、一緒にやっていくぞという気持ちかどうかということだね、やっぱり決断してもらえれば、とにかくそれを排除してしまうという手をね、打たなきゃいけない。」などと述べ、Eもこれに同調する発言をして、本件土地の所有権の登記名義人をAからEが代表取締役を務める株式会社甲（以下「本件会社」という。）に変更させれば、Bの借地権を消滅させることができるなどと虚偽の説明を行い、Aを欺き、</p> <p>(2) Aは、上記(1)の説明を受けて、本件土地に係るBの借地権が消滅すると誤信したことから、平成29年1月、D、C及びEと共に、対象司法書士の事務所を訪れ、同所において、本件土地について、売主をAとし、買主を本件会社とする売買契約を締結し、対象司法書士は、平成29年1月、本件土地について、Aから本件会社への所有権移転登記（以下「本件登記」という。）を代理申請し、本件登記は完了し、</p> <p>(3) 上記(1)(2)のとおり、対象司法書士は、自らがした詐欺的行為を利用して、Aに本件土地を売却させた上、当該詐欺的行為という不当な手段により、本件土地について、本件登記の代理申請業務の依頼を誘致したことを理由に、令和5年9月15日付けで法務大臣より同年10月12日から業務停止2年の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和6年度	令和6年5月3日	3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成27年7月、A株式会社、同社代表取締役B及びBの妻Cの破産手続開始申立事件を受任するに当たり、弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなかったこと、</p> <p>(2) 上記(1)の事件につき、委任を受けた平成27年7月から解任された令和3年9月27日までの6年余りの間、破産手続開始の申立てをせず、その結果、A社が有する合計3474万5946円の売掛金について消滅時効が完成したこと、</p> <p>(3) 上記(1)の事件に係る預り金2877万9197円につき、入出金の年月日及び金額並びに入金の目的及び出金の使途を記録せず、職務が終了したときに、A社らに対し入出金の概要を記載した書面により預り金の収支について報告することもできておらず、解任された令和3年9月27日以降もA社に返還しなかったことを理由に、令和5年10月2日付けで所属弁護士会から除名の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和6年度	令和6年4月9日	3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成25年12月27日、家庭裁判所から、被後見人Aの後見人に選任されたところ、平成30年9月16日から令和2年10月25日までに、Aの銀行口座から合計1320万0880円を出金し、これを自らの遊興費に費消したこと、</p> <p>(2) Aが被害者である交通事故に関して、加害者が契約していた損害保険会社をして、令和元年10月17日、損害賠償示談金2426万円を対象弁護士名義の銀行口座に送金させた上、これを自らの遊興費に費消したこと、</p> <p>(3) 平成29年9月29日、家庭裁判所から、未成年者Bの未成年後見人に選任されたところ、平成31年3月25日から令和2年3月21日までに、Bの銀行口座から合計830万円を出金し、これを自らの遊興費に費消したこと、また、当該行為の発覚を免れるため、未成年後見事務報告において、改ざんした通帳の写し及びそれに基づく財産目録を裁判所に提出したこと、</p> <p>(4) 平成27年8月11日、家庭裁判所から、被後見人Cの後見人に選任されたところ、平成31年4月2日から令和2年10月26日までに、Cの銀行口座から合計1302万9400円を出金し、これを自らの遊興費等に費消したこと、</p> <p>(5) 令和元年7月8日、家庭裁判所から、被後見人Dの後見人に選任されたところ、同年8月6日から令和2年10月15日までに、Dの銀行口座から合計1033万4756円を出金し、これを自らの遊興費等に費消したこと、</p> <p>(6) 刑事弁護の依頼者であるEから、被害弁償金として令和3年5月31日から同年8月2日にかけて合計660万円の預託を受け保管し、そのほかに保釈保証金300万円を同年7月26日に還付を受けて預り保管していたところ、被害弁償金660万円について、Eの刑事事件の被害者には弁償していないにもかかわらず、弁償したとの虚偽の報告を行い、保釈保証金還付金300万円も出金したまま、いずれもEに返還しなかったことを理由に、令和4年8月8日付けで所属弁護士会から除名の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和6年度	令和6年4月9日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、平成27年1月、Aとの間で、民事再生申立書の作成に関する業務（以下「本件業務」という。）の委任契約を締結し、同日、Aから本件業務を受任し、平成27年1月から平成28年2月までの間、Aは、対象司法書士の指示に従い、委任契約の費用に充てる目的で、対象司法書士名義の銀行口座に計8回、合計金額21万円を振り込み、対象司法書士は、同年1月頃、Aに対し、本件業務の内容が民事再生申立書作成から破産申立書作成に変更になった旨を伝えたところ、その後、対象司法書士は、特別な理由がないのに、令和3年1月頃までの間、受任に係る破産申立書の作成業務を行わず、もって速やかに業務を取り扱わなかったこと、また、令和3年1月頃までの間、相当の回数にわたり、Aに対し、近日中に破産申立てを行うなどと虚偽の説明を行ったこと、そ間には、約束した日時に裁判所に来るようにAに指示を行いながら、約束した日時に裁判所に現れないとの不適切な対応もあったことを理由に、令和5年6月27日付けで法務大臣より令和5年7月24日から1か月の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和6年度	令和6年4月4日	3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) A弁護士が代表を務める法律事務所に勤務していたところ、平成30年6月19日、B及びCからA弁護士が受任した不法行為に基づく損害賠償請求事件につき、主任として担当したが、上記事件の進捗状況の確認を求めたBらに対し、訴訟提起等の事件処理を行っていないにもかかわらず、訴訟を提起した旨の説明を行うなどの虚偽報告を行い、さらにその手段として、A弁護士らの職印を無断で使用するなどして、訴状、答弁書、準備書面等を偽造してBらに提示して行使し、令和2年4月20日までの約1年10か月間、事件処理を行わなかったこと、</p> <p>(2) 平成30年9月13日、A弁護士が受任した交通事故による損害賠償請求事件を主任として担当したところ、依頼者に対して、既に訴訟を提起した等虚偽の報告を行い、令和2年4月24日までの約1年7か月間、訴訟提起等の事件処理を行わなかったこと、</p> <p>(3) 平成31年1月22日、A弁護士が受任した食中毒による損害賠償請求事件を主任として担当したところ、依頼者に対して、既に訴訟を提起した等虚偽の報告を行い、令和2年4月24日までの約1年3か月間、訴訟提起等の事件処理を行わなかったこと、</p> <p>(4) 平成31年4月22日、A弁護士が受任した近隣関係問題の損害賠償請求事件を主任として担当したところ、依頼者に対して、既に訴訟を提起した等虚偽の報告を行い、令和2年4月24日までの約1年間、訴訟提起等の事件処理を行わなかったことを理由に、令和5年5月26日付けで所属弁護士会から業務停止8月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和6年度	令和6年4月1日	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、令和4年1月19日、無免許で、コンビニエンスストアの駐車場から車が出ようとした際、上記駐車場内においてワゴン車と衝突し、その後、現場を立ち去るなどしたため、同年3月17日、逮捕されたことを理由に、令和5年8月3日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>